

## 海外出張報告書

出張目的： IASB会議（2014年11月）傍聴  
日 時： 2014年11月19日（水）～11月20日（木）  
場 所： ロンドン IASB本部  
出張者： 企業会計基準委員会 専門研究員 宮治 哲司

## IASB 会議（2014年11月）傍聴報告

日時：2014年11月19日（水）～11月20日（木）

（全てのセッションとも IASB 単独の会議。）

スケジュール：付録を参照

場所：ロンドン IASB 本部

IASB は、2014年11月19日及び20日に英国ロンドンの IASB の事務所で公開の会議を開催した。議論されたトピックは以下のとおりであった。

- 「IFRS for SMEs」：包括的見直し 2012-2014年
- 保険契約
- 「概念フレームワーク」
- 開示に関する取組み
- リース
- 排出権取引スキーム

### 【11月19日（水）】

#### ■ 「IFRS for SMEs」：包括的見直し 2012-2014年（アジェンダ・ペーパー5）

IASB は11月19日に会合し、公開草案「中小企業（SMEs）向け IFRS の修正案」（ED）で提案した変更に関してコメント提出者が提起した残りの論点を議論した。

*アジェンダ・ペーパー5A 及び 5B：コメント提出者が提起した追加的な論点：具体的な要求事項*

コメント提出者が提起した残りの論点を検討した後に、IASB は、ED の提案に以下の変更を加えることを暫定的に決定した。

- セクション 29「法人所得税」において
  - 税務上の繰越欠損金又は繰越税額控除を活用できる課税所得が稼得される可能性を評価する要件を、IAS 第 12 号「法人所得税」の第 36 項の要件と同じようになるように合わせる。
  - IAS 第 12 号の第 51C 項の要求事項を追加する。これは、投資不動産が減価償却可能であり、かつ、当該投資の経済的便益のほとんどすべてを時とともに消費していく事業モデルで保有されている場合には、当該投資不動産の帳簿価額が売却を通じて回収されるという推定は反証されるというものである。

- ・ 「実質的に制定されている」に関するガイダンスを用語集からセクション 29 の本体に移動する（用語を完全版の基準で定義することを避けるため）。
- ・ 繰延税金資産と繰延税金負債の相殺について「過大なコスト又は労力」の免除の使用を明確化するために 29.29 項の文言を修正する。
- ・ IFRS for SMEs における過大なコスト又は労力の免除のそれぞれについて、SME がどのような場合に免除を使用しているのかを開示するとともに、その理由を開示することを要求する。
- ・ 11.9 項(a)(iv)における基本的な金融商品の要件を明確化する（文章の明確化と例示の追加を通じて）。
- ・ 探査及び評価資産についての主要な認識及び測定の要求事項を、IFRS 第 6 号「鉱物資源の探査及び評価」と合わせる。
- ・ 1 年以内に売却又は処分する意図で取得した子会社が当該時間枠内に売却も処分されない場合の当該子会社の会計処理方法に関するガイダンスを追加する。
- ・ 拘束力のある売却契約における価格がどのような場合に公正価値の適切な見積りとなり得るのかに関するガイダンスを追加する。
- ・ 原価モデルで測定する投資不動産を、公正価値モデルで測定する投資不動産と区別して財政状態計算書の本体に表示することを要求する。
- ・ IAS 第 16 号「有形固定資産」の第 70 項における特例を認める。取り替えた有形固定資産項目の一部の帳簿価額を決定することが実務上不可能な場合には、取り替えた部分の取得時又は建設時の原価がどうであったのかの目安として、取替コストを使用できるというものである。
- ・ 11.13 項において金融商品がどのような場合に取引価格で測定されないのかをより明確に記載する。
- ・ IAS 第 32 号（2009 年修正）「株主割当発行の分類」を織り込むために ED で提案した金融負債の定義の修正は行わない。

14 名の IASB メンバー全員がこれらの決定に賛成した。

IASB は、非現金配当を支払う負債を分配される非現金資産の公正価値で測定するという要求について、過大なコスト又は労力による免除を追加することも暫定的に決定した。14 名の IASB メンバーのうち 12 名がこの決定に賛成した。

IFRS for SMEs の 11.2 項は、企業が IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」の認識及び測定に関する規定とセクション 11 及び 12 の開示要求とを適用すること（セクション 11 及び 12 の全部を適用する代わりに）を認めている。ED では、当該要求事項の修正は提案しな

かった。したがって、IASBは、IAS第39号の最新版（IFRS第9号「金融商品」による更新をしていないもの）を、IASBウェブサイトのSMEプロジェクト・ページに掲載することを暫定的に決定した。改訂後のIFRS for SMEsはこの場所を参照することになる。14名のIASBメンバー全員が賛成した。

#### 経過措置

IASBは、公表予定のIFRS for SMEsの修正を以下のように遡及適用するようにEDの提案を修正することを暫定的に決定した。

- ・ 企業がセクション2から34の修正を遡及適用することが実務上不可能である場合には、企業は、それが実務上可能な最も古い期間にそれらの要求事項を適用しなければならない。
- ・ 企業は、セクション29の修正を、当該修正を最初に適用する事業年度の期首現在で将来に向かって適用することを選択できる。

14名のIASBメンバー全員がこれらの決定に賛成した。

#### 今後のステップ

今回の会議でIASBは、IFRS for SMEsのこの最初の見直しにおいてこれまでに実施してきたデュー・プロセスのステップをレビューし、IFRS for SMEsの最終的な修正の書面投票プロセスをスタッフが開始できるかどうかを決定する。

一部のコメント提出者及びSMEIGメンバーは、IFRS for SMEsに関してこの包括的な見直しの範囲を超える全般的な論点を提起していた（例えば、IFRS for SMEsの適用の支援や利害関係者との接触の改善に関して）。IASBは、これらの論点を、IFRS for SMEsの将来の見直しの手続に関してのEDの質問7に対して提起されたコメントとともに2015年の前半に議論する。

#### ■ 保険契約（アジェンダ・ペーパー2）

（IASBの教育セッション）

IASBは11月19日に教育セッションを開催し、欧州保険CFOフォーラムが作成したペーパー（有配当性のある契約の会計処理についての提案を示していた）を検討した。

何も決定事項はなかった。

#### 今後のステップ

IASBは、有配当性のある契約の会計処理に関する決定を行う際に、この教育セッションからのインプット及び他の情報源からのインプットを検討する予定である。IASBは、2015年の前半に保険契約の会計処理に関する議論を継続する予定である。

■ 「概念フレームワーク」(アジェンダ・ペーパー10)

11 月 19 日に、IASB は次の事項を議論した。

- ・ 「概念フレームワーク」公開草案の文案作成の初期段階の間に生じた整理論点
- ・ 取引コスト

また、スタッフは、米国財務会計基準審議会 (FASB) と国際公会計基準審議会 (IPSASB) が行っている「概念フレームワーク」プロジェクトに関するアップデートを IASB に提供した。

*アジェンダ・ペーパー10B: 整理論点*

IASB は、公開草案での収益及び費用の定義を改訂して、資産及び負債の定義案と揃えることを暫定的に決定した。したがって、IASB は、次の事項を暫定的に決定した。

- a. 収益は、資産の増加又は負債の減少のうち、持分参加者からの出資に関連するもの以外の持分の増加を生じるものと定義すべきである。
- b. 費用は、資産の減少又は負債の増加のうち、持分参加者への分配に関連するもの以外の持分の減少を生じるものと定義すべきである。

IASB は、現行の「概念フレームワーク」の構成要素の章の収益及び費用の議論を次のように修正すべきであることも暫定的に決定した。

- a. 収益及び費用の表示に関する議論は、表示及び開示の章に移動すべきである。
- b. 「概念フレームワーク」には通常の活動への言及を含めないようにすべきである。
- c. 収益 (income) の議論は、収益 (revenue) と利得 (gains) に言及すべきではない。費用の議論は、費用と損失に言及すべきではない。これらの用語の削除は、収益及び費用の定義を制限することを意図するものではない旨を結論の根拠で説明すべきである。構成要素の章は、収益及び費用の中の明確な区分を定義すべきではないが、さまざまな種類の収益及び費用の例を含めることが考えられる。

さらに、IASB は、開示の目的に、財務諸表に認識された金額を財務諸表利用者が再計算できるようにする情報の提供を含めるべきかどうかについて「概念フレームワーク」でコメントすべきではないと暫定的に決定した。その代わりに、IASB はこのトピックを開示に関する取組みのプロジェクトで検討すべきである。

IASB は、IASB がすでに行った暫定決定が、改訂後の「概念フレームワーク」が IFRS における対応 (マッチング) の役割を適切に説明すること及び IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」と矛盾しないことを確保するのに十分であると考えていることにも留意した。

11名のIASBメンバーが整理論点に関するこれらの決定に賛成し、3名のIASBメンバーが反対した。

アジェンダ・ペーパー10D：測定——取引コスト

IASBは、公開草案は次の旨を記載すべきであると暫定的に決定した。

- a. 測定が資産又は負債の現在価額（すなわち、公正価値、履行価値又は使用価値）を描写する場合には、当該測定は資産の取得又は負債の発生の取引コストを反映すべきではない。
- b. 測定が資産の使用価値を描写する場合には、測定を行う際に、当該資産の最終的な処分時に発生するであろう取引コストを控除すべきである。
- c. 測定が負債の履行価値を描写する場合には、測定を行う際に、当該負債を履行する際に発生するであろうコストを加算すべきである。当該測定は、他の当事者への負債の移転時又は負債の決済の交渉時に発生するであろう取引コストは含めない。
- d. 資産（負債）の公正価値は、資産の売却（負債の移転）のコストにより減少（増加）することはない。しかし、これは、IASBが資産を売却コスト控除後の公正価値で（又は負債を移転コスト加算後の公正価値で）測定することを決定することを妨げない（そのように測定することで、公正価値測定よりも目的適合性の高い情報を財務諸表利用者に提供する場合）。
- e. 測定が資産又は負債の原価（取引価格ではなく）を描写する場合には、当該測定は次のようにすべきである。
  - i. 資産の取得又は負債の発生の取引コストを（特に）反映すべきである。
  - ii. 資産の実現（又は負債の決済又は移転）の取引コストを反映するための減額（増額）はすべきではない。

9名のIASBメンバーがこれらの決定に賛成し、5名のIASBメンバーは反対した。

今後のステップ

今回の会議で、IASBは、「概念フレームワーク」の再審議を実質的に完了した。IASBは、公開草案を2015年の第1四半期に公表する予定である。

【11月20日（木）】

■ 開示に関する取組み（アジェンダ・ペーパー11）

IASBは、11月20日に会合し、開示に関する取組みの一部として、開示原則とIAS第1号の修正を議論した。

## 開示原則

IASB は、ディスカッション・ペーパー「開示原則」に含める予定のトピックに関する議論を継続した。すなわち、

- a. IFRS に、財務諸表注記における情報の形式に関するガイダンスを含めるべきかどうか。
- b. どのような場合に、IFRS で要求される情報を財務諸表の外で開示して、相互参照を使用してそれを財務諸表に組み込むことが適切となり得るのか。

### アジェンダ・ペーパー11A：注記における情報の形式

IASB は、次の事項を暫定的に決定した。

- a. ディスカッション・ペーパーは、形式に関して IFRS 全体にわたり適用可能なハイレベルのガイダンスを含めるべきである。
- b. 形式に関する教育マテリアルを開発する。

13名のIASBメンバーがこれらの決定に賛成し、1名が反対した。

### アジェンダ・ペーパー11B：相互参照——財務諸表の外でのIFRS情報の開示

IASB は、ディスカッション・ペーパーに次の事項を含めるべきであると暫定的に合意した。

- a. IFRS で要求される情報を財務諸表の外で開示し、当該情報を相互参照によって財務諸表に織り込むことに関する一般原則
- b. この一般原則の適用を次のような状況に限定すること
  - i. 企業が、IFRS で要求されている情報を財務諸表の外ではあるが年次報告書の中に置いている。年次報告書は、企業の単一の報告パッケージとして記述されることになる。その境界線は、国際監査・保証基準審議会によるED ISA 720での提案と同様とする。
  - ii. 一般原則の適用により、年次報告書全体の理解可能性が高まる。
  - iii. 財務諸表が依然として理解可能で、忠実に表示される。

12名のIASBメンバーがこれらの決定に賛成し、2名が反対した。

## 重要性

### アジェンダ・ペーパー11C：重要性

IASB は、重要性プロジェクトの今後のステップを議論し、以下の事項を暫定的に決定した。

- a. IFRS 中の重要性の現在の定義の変更は、IAS 第1号「財務諸表の表示」、IAS 第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」、「財務報告に関する概念フレームワーク」の定義を互いに揃えるためだけに行う。しかし、ディスカッション・ペーパー「開示原則」は、重要性の現在の定義を維持する論拠を記述し、この論点に関するフィードバックを求める。14名のIASBメンバー全員がこの決定に賛成した。
- b. 重要性の主要な特徴を明確化するパラグラフをIAS第1号に挿入する。これをディスカッション・ペーパー「開示原則」にも含める。14名のIASBメンバー全員がこの決定に賛成した。
- c. 重要性の適用に関するガイダンスを提供する（これは実務記述書の形となる）。13名のIASBメンバーがこうしたガイダンスを設けることに賛成し、1名が反対した。11名のIASBメンバーが、当該ガイダンスを実務記述書の形とすることに賛成した。
- d. 基準見直しプロジェクトに関する追加的な作業を行うまで、各基準における不整合な文言又は過度に規範的な文言の使用を解消するための考え得る変更の検討は見合わせる。14名のIASBメンバー全員がこの決定に賛成した。
- e. 要求事項が適用されるのは、その適用に重要性がある場合のみである旨の確認を各基準に含めることはしない。14名のIASBメンバー全員がこの決定に賛成した。

## IAS 第1号の修正

### アジェンダ・ペーパー11D：整理論点

IASBは、企業は「開示に関する取組み：IAS第1号の修正」で提案された修正を適用した旨（早期適用であろうと、強制適用であろうと）を開示する必要はないと暫定的に決定した。しかし、企業はIAS第8号で要求している会計方針の変更に関する開示に準拠することが依然として必要となる。

14名のIASBメンバー全員がこの決定に賛成した。

### 次のステップ

12月会議でIASBは、「開示原則」プロジェクトの一部として、以下のトピックを議論する予定である。

- 情報のグルーピング及び企業の活動の一体性のある描写
- 完全な1組の財務諸表の中の非IFRS情報
- キャッシュ・フロー計算書及び関連する開示に係る論点

### ■ リース（アジェンダ・ペーパー3）

IASBは、2014年11月20日に会合し、2013年5月の公開草案「リース」における提案の再審議を継続した。具体的には、IAS第40号「投資不動産」の結果的修正を議論した。

*アジェンダ・ペーパー3：IAS第40号の結果的修正*

IASBは、2013年EDにおけるIAS第40号の修正案（すなわち、不動産が他の点では投資不動産の定義を満たす場合には、不動産のリースから生じる使用権資産をIAS第40号の範囲に含めるべきである）を確認することを暫定的に決定した。

12名のIASBメンバーがこの決定に賛成し、2名が反対した。

*今後のステップ*

IASBは、FASBとの今後の合同のボード会議で再審議を継続する。

■ **排出権取引スキーム（アジェンダ・ペーパー6）**

IASBは排出権取引スキームに関する教育セッションを開催し、排出量管理スキームの一般的な種類及び関連する会計上の論点に関する背景情報の要約を検討した。

何も決定事項はなかった。

*今後のステップ*

スタッフは、今後のIASB会議でプロジェクト計画を提示する。

以上

付録 スケジュール

11月19日（水）：すべてIASB単独の審議

時間	アジェンダ項目
10：30-12：00	IFRS for SMEs：包括的見直し2012-2014年（アジェンダ・ペーパー5A～5B）
12：00-13：00	昼食
13：00-15：00	保険契約（アジェンダ・ペーパー2）
15：00-15：15	休憩
15：15-17：15	「概念フレームワーク」（アジェンダ・ペーパー10A～10D）

11月20日（木）：すべてIASB単独の審議

時間	アジェンダ項目
09：30-11：15	開示に関する取組み（アジェンダ・ペーパー11A～11D）
11：15-11：30	休憩
11：30-12：15	リース（アジェンダ・ペーパー3）
12：15-13：15	排出権取引スキーム（教育セッション）（アジェンダ・ペーパー6A～6B）